

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下妻市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下妻市長

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に則り、対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、児童手当児童ファイル、宛名情報ファイル、所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表81の項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 番号利用法別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)42, 125, 141, 161の項 (情報照会の根拠)106, 107, 160, 162の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下妻市保健福祉部子育て支援課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下妻市保健福祉部子育て支援課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次の対策を講じている。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けた上で情報提供ネットワークでの照会を行い、マイナンバーの真正性を確認している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等への保管を徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②	子育て支援課長 飯村 孝夫	子育て支援課長 黒須 武	事後	
平成29年7月7日	I-1-②	児童手当法等の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。	児童手当法等の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。	事前	
平成29年7月7日	I-1-③	児童手当システム 統合宛名システム	児童手当システム 統合宛名システム	事前	
平成29年7月7日	表紙「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」	下妻市は、児童手当の支給に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱	下妻市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特	事後	誤記(文章の重複)
令和1年6月17日	IV	項目なし	項目IVの追加	事後	
令和7年6月11日	I-7 I-8	下妻市保健福祉部子育て支援課 茨城県下妻市本城町二丁目22番地 TEL:0296-43-2111(代表)	下妻市保健福祉部子育て支援課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)	事後	
令和7年7月1日	I-2特定個人情報ファイル名	児童受給者ファイル、児童手当児童ファイル、宛名情報ファイル	児童手当受給者ファイル、児童手当児童ファイル、宛名情報ファイル、所得ファイル	事後	
令和7年7月1日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第56項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号法第9条第1項 別表81の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和7年7月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第74項並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 【情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、87項並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)42、125、141、161の項 (情報照会の根拠)106、107の項	事後	
令和7年7月1日	IV-8人手を介在させる作業		新設項目	事後	
令和7年7月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		新設項目	事後	
令和8年1月23日	I-1-③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、情報提供ネットワークシステム	事前	
令和8年1月23日	I-3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表81の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号利用法第9条第1項 別表81の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 番号利用法別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事前	
令和8年1月23日	I-4-②情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)42、125、141、161の項 (情報照会の根拠)106、107の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)42、125、141、161の項 (情報照会の根拠)106、107、160、162の項	事前	